

住宅宿泊(民泊)事業法に係るアンケート結果

1 実施期間 平成29年12月7日(木)～12月15日(金)

2 回答者数 125/694名

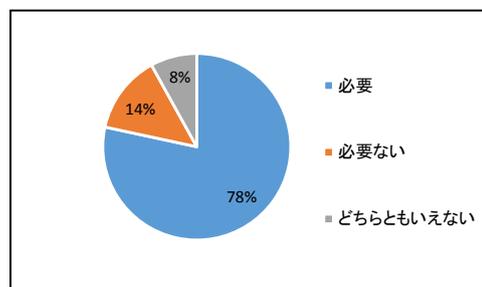
3 回答結果

【住宅宿泊事業法第18条に基づく県条例の規制項目について】

住宅宿泊事業により騒音や混雑等の生活環境の悪化の恐れがあるときは、区域を定め、事業の実施期間を制限することが出来ます。規制が必要だと思われる施設や場所についてお選びください。

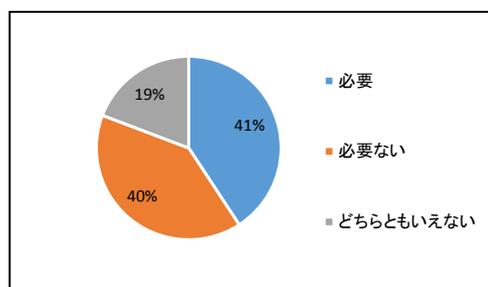
(1) 学校・保育園等の周辺における規制

	回答数	割合
必要	98	78%
必要ない	17	14%
どちらともいえない	10	8%



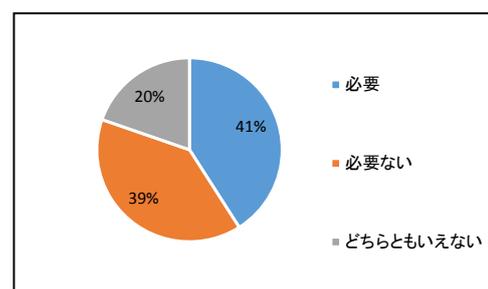
(2) 別荘地における規制

	回答数	割合
必要	51	41%
必要ない	50	40%
どちらともいえない	24	19%



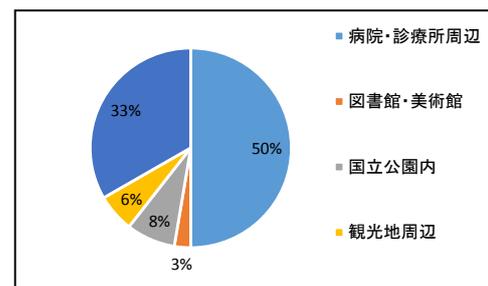
(3) 山間狭隘地における紅葉時期等における規制

	回答数	割合
必要	50	41%
必要ない	48	39%
どちらともいえない	24	20%



(4) その他規制が必要だと思われる区域

	回答数	割合
病院・診療所周辺	57	50%
図書館・美術館	3	3%
国立公園内	9	8%
観光地周辺	7	6%
その他閑静な環境が必要とされる場所や施設の周辺	38	33%



(5) その他規制に必要だと思われる事項等についてお選びください。

	回答数	割合
事業実施の際における近隣への事前説明の義務化	41	34%
迷惑行為が発生した場合の宿泊者に対する退去命令	48	40%
罰則規定	31	26%

